

# 平成6年度 長崎市立小ヶ倉中学校「いじめ防止基本方針」

## 「いじめ未解決0」を目指して

本校では、いじめ防止対策推進法に基づき「いじめ」とは、「本校の生徒が行う行為により、本校の生徒が心身の苦痛を感じているもの」ととらえている。

生徒たちは、学校の間人間関係の中で、「楽しさ」や「喜び」と同時に「きつさ」や「つらさ」を感じることもある。この「きつさ」や「つらさ」が「心身の苦痛」となった場合、できる限り早く発見し、確かな解決を図るため、学校・家庭・地域社会・関係機関が連携して下記の事柄に取り組むことで「いじめ未解決0」を目指していく。

○多様性を尊重し、たくましく生きる力を育むことで「いじめの未然防止」に努める。

○いじめ事案は常に起こりうるという認識をもつことで「いじめの早期発見」に取り組む。

○いじめが発生した場合は、適切かつ迅速に対処することで「いじめの確実な解決」を図る。

### 「目指す生徒像」

- ・礼儀正しく、思いやりのある生徒
- ・自ら考え、自ら学ぶ生徒
- ・粘り強く、たくましく生きる生徒
- ・進んで働き、公共のために尽くす生徒

### 「育友会」

- ・育友会総会
- ・評議員会
- ・理事会
- ・生徒指導部など

連携

### 「いじめ対策委員会」

- ・校長・教頭・教務主任
- ・生徒指導主事・学年主任
- ・養護教諭・関係教諭
- ・SC・SSWなど

連携

### 「関係機関」

- ・教育委員会・警察
- ・子育て支援課
- ・少年センター
- ・児童相談所など

連携

### 小ヶ倉中学校生徒会

## 「いじめの未然防止について」

いじめを防止するためには、生徒一人一人の心の根っこを育てることが大切だという認識に立ち、以下の取組を重点的に行う。

### ＜教職員の取組＞

- (1) 多様性を尊重する校内指導体制を確立する。
- (2) 教師の指導力の向上を図るとともに、丁寧な言動による指導の徹底を行う。
- (3) 道徳的実践力を培う道徳教育を実践する。
- (4) インターネットを通じて行ういじめ防止のためのメディアリテラシー教育を充実させる。
- (5) 人権意識と生命尊重の態度を育成する。
- (6) 生徒の自己有用感を醸成する言葉かけを行う。

### ＜生徒の取組＞

- (1) 一人一人が「いじめ」に対する理解を深め、けっして「いじめ」をしない決意をする。
- (2) 生徒会を中心に、いじめのない学校生活を目指した自主的な活動を計画的に行う。

### ＜保護者の取組＞

- (1) わが子とのコミュニケーションを密にし、「いじめ」を行わないように指導する。
- (2) いじめ防止に向けた地域ぐるみの対策の推進に協力する。

## 「いじめの早期発見について」

生徒たちは、さまざまなストレスや葛藤の中で生活しており、常にいじめの被害者にも加害者にもなりうる可能性があるという認識のもとに、以下の取組を重点的に行う。

### ＜教職員の取組＞

- (1) 生徒の変化を見逃さないよう日常的な観察をしっかりと行う。
- (2) 生徒指導委員会（週に1回）において情報の収集と共有に努める。
- (3) 生活アンケート（月に1回）と教育相談（1、2学期に1回ずつ）を実施する。
- (4) 学校における相談体制を整備する。
- (5) 生徒・保護者へ相談機関等を周知する。
- (6) 主任児童委員との連携を密にし、生徒の情報を共有する。

### ＜生徒の取組＞

- (1) 生活アンケートや個人面談、フォーサイト、クロームブックなどで遠慮なく相談する。
- (2) いじめを見たり聞いたりしたら、先生や保護者にすぐに連絡する。

### ＜保護者の取組＞

- (1) いじめについての相談を受けた場合は、学校に連絡する。
- (2) 地域や家庭間で連携を図り、情報の共有化に努める。

## 「いじめの確実な解決について」

いじめに係る問題については、情報を共有・開示することを基本とし、被害生徒の心のケアと加害生徒の再発防止の観点から、関係機関と協力し、以下の取組を重点的に行う。

### ＜教職員の取組＞

- (1) いじめの発見や相談を受けた場合は、速やかに事実関係の把握を行う。
- (2) いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- (3) 発見・相談を受けた教職員は直ちに「いじめ対策委員会」へ報告する。
- (4) 「いじめ対策委員会」は速やかに指導・支援体制を組み、組織的な対応を行う。
- (5) 校長は教育委員会へ報告し、助言・指導を受ける。
- (6) いじめが犯罪行為である場合は、直ちに警察と連携して対処する。
- (7) いじめを受けた生徒と保護者を支援する。
- (8) いじめを行った生徒に指導するとともに、その保護者に対する助言を継続的に行う。
- (9) いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起こることがないように、いじめの事案に係る情報を保護者と共有する。

### ＜生徒の取組＞

- (1) いじめを受けた生徒はカウンセリング等を受けるとともに、安心して学校生活ができるような措置を受ける。
- (2) いじめを行った生徒は、なぜいじめを行ってしまったのか内省を深め、いじめを行わない決意をする。

### ＜保護者の取組＞

- (1) いじめを受けた生徒の心に寄り添い、いじめから保護する。
- (2) いじめを行った生徒の内省を助け、二度といじめをしないよう指導する。

## 「いじめ防止のための年間計画」

（毎月：生活アンケート）

月	取組内容	月	取組内容
4	いじめ防止基本方針の共通理解	10	いじめ防止の取組の評価と改善
5	新入生全員SC面談、校内研修会	11	人権学習、主任児童委員との情報交換会
6	教育相談、主任児童委員との情報交換会	12	人権集会、校内研修会
7	教育週間、生徒総会、三者面談	1	主任児童委員との情報交換会
8	平和祈念集会、夜間パトロール	2	新入生説明会（中学校の取組紹介）
9	主任児童委員との情報交換会	3	いじめ防止の取組の評価と改善・引継